



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 伊藤雅彦
(コード番号 5803 東証第一部)
問合せ先 コーポレート企画室長
芹澤孝治
(TEL. 03-5606-1112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 169 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社取締役会の機能強化及び社外取締役を中心とした経営の客観性及び透明性の向上によるコーポレートガバナンスの強化を目的として、当社の機関設計を監査等委員会設置会社に移行するものです。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成29年6月29日 (木)
定款変更の効力発生予定日 平成29年6月29日 (木)

3. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 (員数) 当社の取締役は、12 名以内とする。 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 (員数) 当社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役 (以下、監査等委員でない取締役という。)</u> は、12 名以内とする。 ②当社の <u>監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第21条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③（条文省略）</p>	<p>第21条（選任方法） 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 （現行どおり）</p>
<p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第22条（任期） <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③<u>任期満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された者の任期は、当該退任した者の<u>任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第23条（指名諮問委員会） <u>当社は、取締役会の諮問により取締役候補者等を検討する指名諮問委員会を置く。</u></p>
<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②<u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条（取締役会の決議） （条文省略）</p>	<p>第25条（取締役会の決議） （現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第26条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条（取締役会の決議の省略） （条文省略）</p>	<p>第27条（取締役会の決議の省略） （現行どおり）</p>
<p>第26条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第28条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、<u>その決議によって監査等委員でない</u>取締役の中から、<u>代表取締役および代表取締役でない業務執行取締役</u>を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
第27条(相談役) (条文省略)	第29条(相談役) (現行どおり)
第28条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第30条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって <u>監査等委員</u> である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
(新設)	第31条(報酬諮問委員会) 当会社は、取締役会の諮問により取締役の報酬等を検討する報酬諮問委員会を置く。
第29条(社外取締役との責任限定契約) (条文省略)	第32条(社外取締役との責任限定契約) (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
第31条(選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第32条(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
第33条(常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
第34条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
第35条(監査役会の決議) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)

現行定款	変更案
<p>第36条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第37条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<p>第5章 監査等委員会 第33条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>第34条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>第35条 (監査等委員会の決議) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第6章 計算 第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>附則 第1条 (社外監査役との責任限定契約に関する規定) <u>平成29年6月開催の第169期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以上